

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
第4回日ASEANサイバーセキュリティ協力プロジェクトの教育、実習等に係る支援役務一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	6月3日	トレンドマイクロ株式会社 東京都新宿区新宿4-1-6	9011001030704	部隊側で運用上その他の所要を満たす物件の調査を行った結果、最適と判断された物件であり、契約相手方が特定されるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	8,976,000	8,976,000	100.00%					
自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務（その7）（変更契約その3）令和5年度3国の変更一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	6月11日	自衛隊施設の最適化に伴うマスタープラン作成業務（その7） 稼設計・日本工営・日本工営都市空間・大日本ダイヤコンサルタント・パスコ・産研設計・総合設備コンサルタント 共同体 東京都大田区羽田旭町10-11	-	本契約は、既に締結している役務の契約履行中に新たな役務が発生したため、当該新たな役務について、原契約者と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	10,927,598	10,923,000	99.96%					
複合防衛拠点検討地の用地取得に係る契約条項の作成等役務一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	6月13日	森・濱田松本法律事務所 古宮弁護士 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング	-	部隊側で運用上その他の所要を満たす物件の調査を行った結果、最適と判断された物件であり、契約相手方が特定されるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	2,475,000	2,475,000	100.00%					
表彰状用紙の印刷業務一式	支出負担行為担当 大臣官房会計課 会計管理官 平下 一三 東京都新宿区市谷本村町5-1	6月26日	独立行政法人 国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5	6010405003434	本役務を履行できるのは、当該契約相手方のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	2,441,770	2,441,770	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。